

西建築第169号
平成24年6月15日

社団法人 岐阜県建築士会
西濃支部長 様

岐阜県西濃建築事務所長



建築基準法と都市計画法の書類提出や相談について（お願い）

日頃は岐阜県の建築行政にご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、以前より西濃建築事務所では、建築基準法と都市計画法の書類提出や相談は午前中にして頂くようお願いしています。また、事前に担当者との打合せの後の来所もお願いしています。

当事務所においては、建築基準法の確認申請、建築許可、道路位置指定など、都市計画法の開発許可、建築許可、適合証明などの事務を行っていますが、午前に書類の受付や相談に応じ、午後は書類審査や現場検査にあたるという業務の割振りにより事務処理の迅速化に取り組んでいます。

また、昨今の相談は複雑で時間を要するものが多く、打合せなしのお客様に対応できない場合があります。

これらの事情にご理解頂き、ご協力につきまして貴会会員の皆様に周知くださいますようお願いいたします。

所 属	建築課 建築指導係
技術課長補佐兼係長	高田
電 話	(0584)73-1111 内線 381
E-mail	C26119@pref.gifu.lg.jp